

平成22年度地域イベント助成事業の要綱改正について

◆改正の背景と概要

平成22年度地域イベント助成事業の実施に当たり、都道府県あたりの申請件数の上限及び適切で分かりやすい表記にするため、実施要綱及び留意事項の改正を行いました。

※ 運用上、申請件数の上限以外の部分で、昨年度までと大きく異なる点はございません。

◆主な改正の内容

主な改正の内容と該当箇所は、以下のとおりです。

(1) <条項全般>

年度等の修正や条文中の文体・字句を分かりやすい表現に改めました。

(2) <要綱第6条第2項>

地域の実情を理解している都道府県の段階で、できる限り申請内容を精査してもらい、より必要性のある事業を絞りこんでもらうため、都道府県からの申請件数の上限を4件から3件に変更しました。

(3) <要綱第10条第2項>

要綱上、助成の決定時に通知する提出期限までに、助成対象事業が完了していない場合は、実績見込みを提出することと定められていましたが、昨年度から事業完了してから助成金を交付するものと取扱いの変更がありましたので、事業完了後に速やかに提出するものとする、改めました。